

くらしの安心情報

情報ファイル NO.172

平成28年11月10日

「洋服等の不用品を買い取る」と電話があり、訪問してきた業者から「貴金属はないか」と聞かれて指輪などを売ってしまった。クーリング・オフできるでしょうか…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

「洋服等の不用品を買い取る」との電話の後に業者が訪問してきたが、洋服には目もくれず「貴金属はないか」としつこく聞くので、指輪などの貴金属を出した。安い価格で買い取られ代金を受け取ったが、あとから考えると業者の目的は貴金属の買い取りだと思った。クーリングオフし、返品してもらいたいのですが…。

対処方法

この相談のように、はじめに衣類などを買い取るとの電話勧誘があり、承諾すると、訪問してきた業者に貴金属等を強引に買い取られる「訪問購入」に関する相談が寄せられています。

・「訪問購入」はクーリング・オフが適用され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で契約解除ができます。相談者には制度を説明し、クーリング・オフ期間内に解除通知書を出して貴金属の返品を求め、代金は業者に返金するよう助言しました。

クーリング・オフ期間中は、現品の引き渡しを拒むことができます。

なお、次の物品*及び消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合などの一部の取引形態は、クーリング・オフの対象とはならない場合があります。

*自動車(2輪のものを除く。)、家具、家電(携行が容易なものを除く。)、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券

・トラブルに巻き込まれないためには、「不用品を買い取る」といったセールストークに惑わされず、売りたいときはきっぱりと断りましょう。

・万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「^{いやや}188」へ)

不用品を買い取りますよ！



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890